

## 外航ヨット等入港手続き案内

開港・不開港に入港しようとする外航ヨット・プレジャーボート・クルーザー等の船舶の船長は、[関税法第15条の3](#)、[第20条の2](#)により、船舶の名称、登録記号、国籍のほか、旅客及び乗組員に関する事項の提出が定められております。つきましては、以下の内容をご確認いただき、税関手続きをされますようお願いいたします。

### 税関手続きの流れ ※原則、NACCSで報告・提出

① 入港前に下記の資料を税関に提出

**※NACCSで事前報告ができない場合はメールで行うことをお勧めします。**

【税関に事前に連絡及び提出が必要な事項】

- ・入港通報（入港予定時間、停泊予定場所などの情報）書類の提出
- ・クルーリスト（パスポートコピーを添付）
- ・ボヤージメモ（入港前の寄港地及び入港後の日本国内の寄港予定地）
- ・船舶国籍証書（コピー）
- ・国際トン数証書（コピー）

を管轄税関に送付願います。

② 入港時に入港届（[税関様式C第2000号](#)）、クルーリスト（[C第2065号](#)）、  
パッセンジャーリスト（[C第2050号](#)）、乗組員携帯品申告書（[C第5370号](#)）、  
船用品目録（[第C2040号](#)）を税関に提出

③ 出港時に出港届（[C第2000号](#)）を提出

**※書類はインターネットでダウンロードすることができます。**

④ 船舶に使用する物品（燃料や食料品など）を積込む際には、事前に税関へ申請する必要があります。詳しくは税関に問い合わせください。

**※入港時間などに変更がある場合は管轄税関まで連絡して下さい。**

**※なお、不開港に入港する場合は、沖縄総合事務局運輸部総務運航課にその旨を申請し、特許を得る必要があります。（☎ 098-866-1836）**



BACK

